

答申第 1100 号

諮問第 1752 号

件名：行政文書ファイル名が令和 2 年審査請求等の不開示決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であるとして不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が令和 5 年 4 月 6 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、処分庁が令和 5 年 5 月 18 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由（略）

### 3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件処分内容及び理由

##### ア 事実経過

##### (ア) 行政文書開示請求の受理

請求人は、令和 5 年 4 月 6 日に愛知県警察本部警務部住民サービス課（以下、「住民サービス課」という。）情報公開センター情報公開窓口を訪れ窓口備付けの行政文書ファイル管理簿を閲覧した。請求人は、同日、当該ファイル管理簿に記載された交通規制課に係る特定のファイルに保存されている文書の開示を求める行政文書開示請求書（以下、「本件開示請求書」という。）を提出したことから処分庁はこれを受理した。

本件開示請求書には行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項として

行政文書ファイル名が

令和 2 年 審査請求

令和 2 年 審査請求(削除)

令和 3 年 審査請求(削除)

平成 21 年 覚書・申合せ

令和 3 年 交通規制要望等

令和 3 年 交通規制要望等(県議要望)

交通規制課分

ただし、行政文書ファイル管理簿(令和 4 年 6 月)に記載のものと記載があり、開示請求する行政文書ファイル名が記載されていた。

(イ) 補正の求め

後日、警察本部交通部交通規制課及び警務部住民サービス課の担当者が請求内容を確認したところ、請求書記載のファイルに保存されている文書が概算で合計 3,050 枚に及び大量となることが判明した。請求人は、住民サービス課担当者に対し、大量の書類は見たくないので量が多ければ限定に応じる旨の申し出をしていたことから、請求人がどの程度の文書量の開示を必要とし、請求しているのか特定できない状態となっていた。また、本件対象文書の文書量は、実施機関が開示を決定するまでに 1 年以上を要する見込みとなっていたため、本件請求内容は外形的には特定ができていたとしてもなお特定が不十分な状態であると認められた。これらの事情により、本件開示請求書の記載内容が、条例第 6 条第 1 項第 2 号に定める「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の記載が不十分な状態となっていることから、同条第 2 項の規定により請求者に補正を求める通知を送付することとし、令和 5 年 4 月 14 日付け交規発第 2166 号(以下、「第 1 回補正通知」という。)により補正を求めたものの、補正の期限である令和 5 年 5 月 1 日までに回答されなかったことから、令和 5 年 5 月 2 日付け交規発第 2490 号(以下、「第 2 回補正通知」という。)により再度請求人に対し補正を求めた。

(ウ) 行政文書不開示決定

処分庁が上記(イ)で求めた補正に対し、補正の期限までに請求人からの応答がなかったため、条例第 6 条第 1 項第 2 号に定める「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の記載が不十分なままであり、条例の形式的な要件に適合しない申請となっていることから、愛知県行政手続条例(平成 7 年愛知県条例第 28 号)第 7 条が適用され、申請を拒否することとなり、条例第 11 条第 2 項の「開示請求に係る行政文書を開示しないとき」に該当するものとして、令和 5 年 5 月 18 日付けで行政文書不開示決定(交規発第 2763 号。以下「本件処分」という。)を行った。

イ 補正の求めの適正性

上記(1)ア(イ)で述べたとおり、本件開示請求書の「行政文書を特定するに足りる事項」には、開示請求の対象となる行政文書の範囲を合理的な範囲に特定できる程度の記載内容とする必要がある。本件開示請求書には形式的には特定のファイル名が記載されていたが、対象文書の量が大量であることが認められ、この中で請求人がどの程度の文書量の開示を希望して

いるのか不明確であったため、請求人の真意を確認し、請求内容を明確にする必要があったことから、処分庁は二度にわたり請求人に対し補正を求めた。

第1回補正通知では、補正を求める理由として請求人が開示を求める文書の範囲を特定するため補正を求める旨が明記されている。条例第6条第2項において「実施機関は、当該開示請求書を提出した者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない」と定められており、この補正の参考となる事項として、各ファイルの文書量、請求範囲を限定した場合の請求人の利点、各ファイルについて請求範囲を合理的に限定した3パターンの請求例等を示しており、参考事項として十分な情報を提供している。さらに、同項において「相当な期間を定めて、その補正を求めることができる。」と定められており、本通知では補正期限を17日後の令和5年5月1日としており、請求人が補正内容を回答するための十分な期間を示している。そして、請求人が補正の回答が容易となるよう、「請求内容の補正について」と題する回答用紙を同封して請求人に送付している。

第2回補正通知も、第1回補正通知の内容とほぼ同様の内容となっており、補正期限は15日後の令和5年5月16日とされ、十分な期間が確保されている。また、補正を求める相当の期間を経過しても、開示請求書の不備が補正されない場合は、当該開示請求は拒否される旨が追加で記載されている。

いずれの通知も条例第6条第2項の内容を十分に満たすものとなっており、適正な補正の手続きとなっている。

#### (2) 請求人の主張の失当性

請求人は、文書を特定できる旨の主張をしているが、先に述べたとおり本件開示請求は請求範囲の特定ができていないため、請求人の主張は失当である。さらに、補正要求の手続きについても、先に述べたとおり適正なものとなっているため、その点においても請求人の主張は失当である。

#### (3) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 4 審査会の判断

#### (1) 条例第6条第1項第2号及び同条第2項について

条例第6条第1項本文において、開示請求は、同項各号に掲げる事項を記載した開示請求書を実施機関に提出してしなければならないと規定している。そして、同項第2号において、「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」を記載事項として定めており、「行政文書を特定するに足りる事項」とは、その記載内容から、開示請求の対象となる行政文書の範囲を合理的な範囲に特定できる程度の記載をいうものである。

また、同条第2項において、実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、当該開示請求書を提出したのに対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができると規定するとともに、同項後段で、この場合において、実施機関は、当該開示請求書を提出したのに対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならないと規定している。

(2) 本件審査請求について

本件開示請求書の「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の欄の記載内容は別記のとおりであるところ、処分庁によれば、本件開示請求は、条例第6条第1項第2号に定める「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の記載が不十分な状態であり、条例の形式的な要件に適合しない請求となっていることから、審査請求人に補正を求める通知を二度行ったが、期限までに回答がなかったため不開示としたとのことである。これに対し、審査請求人は、審査請求書において、開示請求した文書は行政文書ファイル管理簿に登録されていたため特定することができる旨を主張していることから、以下、処分庁による条例第6条第2項に基づく補正の求めの手續の妥当性も含め、本件請求対象文書の特定の可否について検討する。

(3) 本件請求対象文書の特定の可否について

ア 本件請求対象文書の特定について

本件開示請求は、愛知県警察本部交通部交通規制課が、令和2年審査請求、令和2年審査請求（削除）、令和3年審査請求（削除）、平成21年覚書・申合せ、令和3年交通規制要望等及び令和3年交通規制要望等（県議要望）という名称の行政文書ファイルに保管している行政文書である。

処分庁によれば、本件開示請求は、本件請求対象文書が約3,050枚と大量であり、開示を決定するまでに1年以上を要する見込みであったこと及び大量の文書は見たくないので請求対象文書が大量となれば請求内容の限定に応じる旨の申出をしていたことから、請求内容は外形的には特定ができていたとしてもなお特定が不十分な状態であったとのことである。

当審査会において検討したところ、特定の行政文書ファイルに保管する行政文書を対象とする開示請求は、形式的、外形的には一応明確である。しかし、本件請求対象文書が約3,050枚と大量であり、開示を決定するまでに1年以上を要する見込みであること、大量の文書は見たくないので請求対象文書が大量となれば請求内容の限定に応じる旨の申出により審査請求人の真意が不明であること及び特定の行政文書ファイルに保管する行政文書の全てを請求しているとは通常考え難いことから、請求対象文書の特定が不十分であるとする処分庁の主張は妥当なものと認められる。

イ 処分庁による補正の求めの手續について

当審査会において、処分庁が審査請求人に補正を求めた文書を確認したところ、補正の回答期限として相当の期間を定めて二度にわたり条例第6

条第2項の規定に基づき補正を求めていること及び補正の参考となる情報として行政文書ファイル毎の行政文書の量及び請求内容の補正の具体例を記載したものが添付されていることが認められた。

これらのことを踏まえると、処分庁による補正の求めの手續は、妥当なものと認められる。

#### ウ 結論

上記ア、イ及び補正を求める通知に対し審査請求人から回答がなかったことからすれば、処分庁が、本件開示請求書における「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の欄の記載が不十分であるとして不開示としたことは妥当である。

#### (4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

#### (5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 別記

行政文書ファイル名が

令和2年 審査請求

令和2年 審査請求（削除）

令和3年 審査請求（削除）

平成21年 覚書・申合せ

令和3年 交通規制要望等

令和3年 交通規制要望等（県議要望）

交通規制課分

ただし、行政文書ファイル管理簿（令和4年6月）に記載のもの

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
5. 7. 28	諮問 (弁明書の写しを添付)
6. 2. 21 (第 679 回審査会)	処分庁職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
6. 3. 12 (第 681 回審査会)	審議
6. 4. 25	答申